

## これまでの委員意見

※ 第1回審議会(①)と、改定素案(案)への御意見(②)について、岩田会長と調整し、必要な修正についてご了解をいただいた上で、改定素案を作成し、パブリック・コメントを実施した。

## ① 第1回審議会(H30.8.1)でのご意見

No.	委員	ご意見
1	岩田会長	プラン名は「第2次」とせず、再検討してほしい。
2	岩田会長	相談や一時保護をもっと使ってもらえるような取組みが必要。
3	岩田会長	県への相談件数や一時保護所の利用件数が減っているのかについて、根本的な原因分析と対策が必要。
4	岩田会長	「課題解決に向けた調査研究と提案・苦情への対応」は、重点目標Ⅴに位置づけを修正した方がよい。
5	岩田会長	精神的暴力だけでなく、社会的暴力や経済的暴力の認識割合も低いので、啓発が必要。
6	太田委員	一時保護が減少している理由として、同伴児童がいることも大きいと思われる。
7	太田委員	DVの根本問題を解決するには、小学校低学年からの男女平等教育が必要。
8	神尾委員	指標は審議会で検討しないのか。
9	神尾委員	重点目標Ⅴの名称に、「市町村」を入れるとよい。
10	神尾委員	県民ニーズ調査の設問は、経年変化を見るため、連続性に留意が必要。
11	神尾委員	男性相談の統計など、母数が少ない場合は、多少の件数増減が割合に大きく影響するので、それを踏まえた検討が必要。
12	白河委員	従業員が相談に行く時間を企業が認めてくれるようになるとよい。
13	白河委員	企業の理解を深めるため、窓口カードを企業に配布してはどうか。
14	白河委員	県の相談窓口が検索ワードで上に出てくるよう、グーグル等に働きかけるとよい。
15	白河委員	大学1年生への啓発(特に男子)が重要。また、必修科目で啓発できるとよい。
16	白河委員	内容がデートDVに偏っている。
17	白河委員	被害者から話を聞ける機会があるとよい。
18	白河委員	国ではセクハラが大きな議題になっているので、取り組んでほしい。
19	白河委員	スマホがないと被害者と周囲との繋がりを断たせてしまうので嫌がる人が多い。IT企業等の専門家に、GPSを切る等協力してもらおうとよい。
20	鈴木委員	大学に専門家を派遣してもらえるとよい。必修以外の授業で学生を集めるのは難しいので効果的な方法が必要。
21	鈴木委員	30～50代の啓発には、よく行く場所(スーパー等)に窓口ステッカーを置くとうい。
22	松田副会長	重点目標Ⅴに、他都道府県やNPOとの連携も入れるとよい。
23	今井委員	事業者としてはハラスメントが問題で、家庭不和による精神不調がセクハラにつながることもある。
24	政金委員	啓発はこれまでもやってきていると思うが、プラン改定にあたり新規に何を行うのか。
25	松井委員	窓口周知度100%は現実的ではないのでは。
26	松井委員	DVの定義づけをはっきり記載するとよい。
27	松井委員	スマホ所持を一律禁止にしなくてすむような対応を検討してほしい。
28	松井委員	精神的疾患を抱えている人がDV被害者に多いので、プランに入れられないか。
29	松尾委員	電車内のセクハラも多い。企業への働きかけができないか。
30	松尾委員	子どもが家でDVに遭ったら学校に知らせるよう周知するようなチラシがあるとよい。
31	吉田委員	警察以外にも、NPOの相談を活用してほしい。
32	吉田委員	DV加害の根にあるのは、自己肯定感がないこと。若い人が自己肯定感を持てるようにすることが大事。

② 改定素案(案)への意見 ※メールにて各委員に意見照会

No.	委員	ご意見
33	岩田会長	P4 3行目 「経済的自立が困難である」 ⇒経済的自立が困難である女性に限定されないで削除するか、経済的自立が困難な女性にフォーカスするなら説明を加える
34	岩田会長	P5 グラフ4 ⇒全てが夫婦間の暴力に該当すること、身体的暴力や性的暴力と比較し社会的暴力や経済的暴力の認識が低い旨を記述する
35	松田副会長	P6 グラフ4・6 ⇒グラフ4「夫婦間の暴力認識」やグラフ6に「デートDVの認知度」に、前回ニーズ調査との推移を掲載するとよい。
36	岩田会長	P7 10行目～ ⇒グラフ8(県配偶者暴力相談支援センター相談件数推移)の説明を正確に記載する。2017・2016年の減少原因を記載する。
37	岩田会長	P8 7行目～ ⇒警察の援助件数の減少について、「対応する機関のすみわけ」がわかりにくいいため、減少した分はどこに行ったか記載する。
38	岩田会長	P9 6行目～ ⇒「被害者減少のためには加害者を生み出さないという視点が重要」という記載が、前段の主訴別等の記載との関係性が不明。
39	岩田会長	P10 8行目～ ⇒「被害者が経済的・社会的自立が困難なため暴力を我慢せざるをえない」等の記載は、前段の暴力の種類別の記載との関係性が不明。
40	岩田会長	P13 その他全般 ⇒「外国籍」という表現でなく、日本人と結婚する等により日本国籍になった外国人を排除しないように、「外国人」ではどうか。
41	岩田会長	P15(2) 1行目 ⇒「休日夜間の緊急一時保護」についての記載は、この文脈の中では関係がない。
42	岩田会長	P16 ⇒保護命令の制度の説明だけであり、件数についてのコメントがない。
43	岩田会長	P18 4行目 ⇒児童への「心理的虐待」は面前DVだけではないため、「面前DVを含む心理的虐待」又は「心理的虐待(面前DVを含む)」と記載する。
44	岩田会長	P20 ② 2行目 ⇒「一時保護を」を「一時保護の一部を」と記載する。
45	岩田会長	P20 ③ 5行目 ほか全体 ⇒NPOは民間団体の一形態であるから、「民間団体、NPO」を「民間団体」又は「民間団体(NPOを含む)」と記載する。
46	岩田会長	P21 ④ 8行目～ ⇒「関係機関」は二次的被害を起こすリスクがある機関だと思われる。それがイメージできるように機関名を例示で示す。
47	岩田会長	P21 (2) 6～8行目 ⇒二次的被害の防止をここで記述することは不適切なので、同じページの④に移す。
48	岩田会長	P29 ①(1)「一時保護体制の確保」 ⇒事業概要の第3項目と第4項目の違いがわかりにくい。
49	岩田会長	P33 ②(2)「精神的なケアの充実」 ⇒第1項目(民間団体が実施する自立支援活動)は精神的なケアの充実することが分かるように記載する。
50	岩田会長	P34 ③(1)「女性保護施設における支援」 ⇒第3項目(就労支援や退所者支援)は、施設の環境の充実には該当しない。
51	岩田会長	P35 ②(1)「市町村配偶者暴力相談支援センターの設置」 ⇒第2項目の「市町村における、市町村の」を「市町村における」とする。
52	岩田会長	P36 ③(2)「県による広域連携支援」 ⇒第4項目(法律相談)～第8項目(時間外緊急相談)が県による広域連携支援に該当すると分かるように記載する。
53	岩田会長	P38 ②(1)「職務関係者への研修等の充実」 ⇒第3項目(県研修の体系化)は総論的な内容で、その他の項目は各論なので、第3項目を一番目に記載する。
54	岩田会長	P41 (1)「神奈川県男女共同参画審議会」 ⇒2行目の「知事の諮問に応じ・・・」の前に、「本計画の策定や見直しに当たり」を挿入する。
55	岩田会長	同上 ⇒DVプランは男女プランの一部であるため、男女プラン同様に、審議会が本計画の推進状況を評価し、その結果を公表する旨を記載する。